



市民サービスに努める職員

臨時議会

給与報酬 1億4,000万円の減

市長、議会議員など特別職の給与および報酬や職員の給与を引き下げる条例を審議するため11月30日、臨時議会が開かれました。
職員の給与を引き下げる条例に反対する意見もありましたが、賛成多数で原案のとおり可決しました。

給与の引き下げ 40歳以上が対象

今回、提出された職員の給与を引き下げる条例の改正では、主に40歳以上が対象となっており、次のような内容です。

給与改正により、職員の平均給与月額が913円引き下げられ、期末手当（ボーナス）は0・2カ月分の引き下げとなり、合計で約1億3600万円の減額となります。

この条例改正は、国家公務員を対象とした人事院勧告に倣ったものです。採決の結果、賛成22、反対5で可決しました。

討論

反対 高橋 勝男 議員

職員の給与は、仙台市を除く県内12市中11番目と低い。今回、給与の引き下げによる地域経済への影響などを考えると反対である。

反対 沼倉 猛 議員

公務員給与の引き下げは、民間賃金の引き下げにつながり、賃金引き下げサイクルに拍車をかけることになるので、反対である。

議員報酬 200万円を減額

議会議員の報酬や期末手当を一般行政職の給与改正に倣い行われ、約200万円の減額となります。

また、市長、副市長、教育長など特別職の給与や期末手当改正も職員の改正に倣い、合計で約51万円の減額となります。

ひとくちメモ

人事院勧告

人事院は国家公務員法の定めるところにより、給与および勤務条件などの改善について、国会と内閣に勧告権をもっています。地方公務員の給与、勤務条件については、人事院の勧告を準用し、これを採用しています。

11月臨時議会での審議結果（意見が分かれた議案について掲載しました）

議案名	議員名	議決結果	採 決 結 果																														
			菅原 勇喜	佐藤 千昭	大龍 信子	千葉 健司	鈴木 道夫	佐々木 嘉郎	阿部 貞光	佐々木 幸一	佐藤 久義	高橋 正道	濁沼 一孝	沼倉 猛	佐藤 優	相馬 勝義	三塚 東	石川 正運	高橋 義雄	佐藤 勇	欠 員	三浦 善浩	佐藤 文男	佐々木 脩	大関 健一	富塚 正夫	五十嵐 勇	鹿野 芳幸	高橋 勝男	阿部 敏	瀬戸 健治郎	小岩 孝一	
市長提案 議案第85号 栗原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について		可	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議

※1 議決結果欄の説明は次のとおり 「可」⇒可決、「承」⇒承認、「否」⇒否決、「継」⇒継続審査
 ※2 採決結果欄の説明は次のとおり 「○」⇒賛成、「×」⇒反対、「議」⇒議長、「公」⇒公務、「欠」⇒欠席



医療体制の整備が急務

医師、看護師確保に 基金を設置

総務常任委員会

12月定例議会において、総務常任委員会に、地域医療整備基金条例、栗原市市民活動支援センターの指定管理者の指定、一般会計補正予算など4議案が付託されました。審査の結果、条例、補正予算は、原案のとおり可決すべきと決定しましたが、市民活動支援センターの指定管理者の指定については、全会一致で否決すべきと決定しました。

栗原市地域医療 整備基金条例

Q 具体的には、どのような内容か。

A 過疎対策事業のソフト事業を活用し、毎年5000万円ずつ6年間で3億円を基金として積立する。

Q 医師、看護師を確保するための基金であるが、それぞれ何人を予定しているか。

A 医師3人、看護師5人である。

平成22年度栗原市一般会計補正予算(第4号)

Q 歳入において、市税個人分の減額の理由は。

A 当初は、所得の伸びをマイナス5割と見込んでいたが、実績でマイナス8・3割であった。

Q 公有財産オークションシステム料が計上されているが、これまで、

公有財産の処分はどのように行われてきたのか。

A マイクロバスなどの処分は、市内業者に売却してきた。今回、処分したのは消防車両で、高値で売却されている実績があるので、広く全国に呼びかけたものである。

指定管理者の 指定を否決

市民活動支援センターをNPO法人を代表とする共同事業体に指定管理させるものであるが、

①指定管理料の積算で、直営の管理よりも経費が増大し、本来の主旨から逸脱すること

②当該法人は、設立が平成22年4月と活動実績が浅く、求められる専門性、ノウハウの蓄積が少ないことから、市民活動への支援が不安視されること

③独自事業やサービス向上のための計画性に乏しいこと

などから、全会一致で否決すべきものとしました。

Q なぜ、指定管理するののか。

A 行財政改革の一環として、建設当初から、3年から5年程度で、指定管理者への移行を前提としていた。この法人にNPOに関する研修などを実施してきた。

Q 現在の管理体制は。

A 平成21年度は臨時職員による管理、平成22年度は業務委託しているが、常時1人以上は配置されている。

Q 現在より、経費が増額となり、行政のスリム化、サービス向上に矛盾しないか。

A 施設管理のほかに、NPO法人などの活動支援や、相談、指導といったソフト面の対応も含まれてほしい、という

所管事務調査

デマンド交通 システムに関する調査

閉会中の所管事務調査として、「デマンド交通システム」について10月28日に机上調査および現地調査を行いました。

旧一迫町が路線バスの廃止による交通手段確保のために導入した、「デマンド交通システム」は、一迫花山商工会が運行しており、乗客を戸口から戸口に運ぶ、予約型乗合タクシーと呼ばれるもので、特に高齢者や幼稚園児のいわゆる交通弱者への貢献は高い。

調査結果
事業実施以来6年が経過しており、システムの経年によるメンテナンス費用の増加、利用客の減少による運営面の厳しさに加え、一迫地区以外への運行や土、日、祝祭日にも運行してほしい、という



デマンド交通システムを調査

利用者の要望に、どう対処していけるかを結論づける時期が到来している、とのことである。
この利便性の高いシステムを地域商店街の活性化にどう結びつけることができるか。さらに、過疎化および高齢化が進行している今日、他地域への導入の可否についても、検討課題とすべきものと考ええる。



荒町浄水場のろ過池

原水の汚濁が発生 る過対策と予算措置に万全を

建設常任委員会

12月定例議会で、建設常任委員会に付託されました8議案の主な内容は、簡易水道荒町浄水場災害復旧修繕、下水道課から水道課への事務委任経費負担金、合併処理浄化槽で事業増に伴う事業費増額および受益者分担金の増額を計上した補正予算、老朽橋の落下事故による和解などです。

審査の結果、付託された8議案すべてを可決すべきと決定しました。なお、簡易水道で原水の汚濁をろ過する対策および和解について意見を付しました。

安全・安心な 飲料水のろ過対策

Q ろ過対策およびその予算措置は。

A 花山ダムから取水している原水に濁りがあり、機能が低下している荒町浄水場の1号ろ過池のろ材を入れ替えするものである。平成21年度に2号ろ過池を入れ替え済みで、平成23年度は残りの3号ろ過池の整備を計画している。

事業費1843万8000円の5割の921万9000円を災害修繕負担金として補正計上したものである。飲料水に心配ないよう対策していく。

市道橋落下 事故の和解

Q 和解の内容は。

A 平成22年8月9日、鶯沢南郷野山地区の市道大土森放森線4号橋において、

有限会社伊瀬建設が所有するダンプトラックに砂利を積載し、橋を渡り始めたところ橋が落下したものである。この橋には2トンの重量規制標識も設置されている。

事故の原因としては、車両重量2・7トンのダンプトラックに砂利を積載して橋を通行したことによるものである。有限会社伊瀬建設が市に対して損害賠償金128万5200円を支払うことと合意が得られた。

事務委任経費の増額

Q 事務委任している経費分担金の内容は。

A 既に水道料金と下水道使用料を同時徴収していることから、徴収事務委任分として555万6000円を計上している。今回の追加は、水洗化する際の排水設備の申請から検査業務受付までの事務委任経費である。各家庭や事業所が水洗

合併処理浄化槽事業 特別会計で増額

Q 事業量増により、それぞれどのように変化して増額補正となったのか。

A 浄化槽設置基数と有収水量の増で218万円を増額、大型浄化槽設置事業費3400万円増のうち2分の1補助による市町村整備推進事業費補助金で1700万円の増額である。

所管事務調査

土砂災害危険箇所 急傾斜崩壊危険区域 河川管理状況調査

平成22年10月22日および29日の2日間にわたり、建設部が所管する土砂災害危険箇所・急傾斜崩壊危険区域および河川管理状況に関する机上調査ならびに現地調査を行いました。

調査結果

①土砂災害危険箇所・急傾斜崩壊危険区域について、調査当日に栗駒岩ヶ崎裏山地区の住民から裏山の斜面崩壊不安および山林（杉林）の倒木不安の解消ならびに安全対策を直接懇願されたことから、特に早急かつ優先的に安全対策



岩ヶ崎裏山地区

を講じられたい。②市内河川の管理状況について、川州、支障木、河川敷に管理が不十分な箇所があったことから、今後河川管理の徹底を図るよう県に強く要望されたい。

審査意見

①簡易水道事業特別会計補正予算について、原水の汚濁が発生していることから浄化のろ過対策を、ろ過対策に伴う予算措置に万全を期すこと。②和解について、今後、市が管理する老朽橋で事故が発生しないよう安全管理の徹底を図られたい。

消費生活相談員 4月から配置

産業経済常任委員会



消費生活相談員が配置される「ふるさとセンター」

12月定例議会で産業経済常任委員会に付託されました、平成22年度栗原市一般会計補正予算(第4号)、栗原市細倉マインパーク条例の一部を改正する条例の2議案を審査し、全議案を原案のとおり可決すべきと決定しました。

平成22年度栗原市一般会計補正予算(第4号)

Q 平成23年4月1日から消費生活相談員が配置されるが、どこに配置するのか。また、周知の徹底を図るべきでは。

A ふるさとセンター1階に配置し、月曜日から金曜日の開設としている。時間なども含め決定した後、広報などで周知していく。

Q 緊急雇用創出事業費623万4000円は何人分か。また、これまでの事業進捗状況は。

A 今回は、直接雇用の予算で、これまでの事業進捗状況は、直接雇用が100割であり、委託分はすべて発注が終わっている。

Q 栗駒有機センターでは、堆肥攪拌機(かはんせんぱんき)のスクリーンが破損し修繕されたが、再稼働までの対応

A スクリュー修繕などに2カ月以上の期間を有することから、ギアや軸スクリューは交換し対応した。20日間休止状態だったため、畜産農家37戸に対し築館、金成有機センターの利用をお願いし、トラクターなどは無償で使用できるようにした。

Q 栗駒有機センターでの故障は、修繕に日数を要する、対策をしっかりとすべきでは。

A 栗駒有機センターには、スクリーンが1セットしかなかったが、今回、修繕によりスペアを確保している。管理も含めしっかりと対応していく。

Q 細倉マインパーク条例の一部を改正する条例について

A 利用料金と併せて、マインプラザの施設の規定が削られるが、すべ

て利用できないのか、削除の理由は。

A マウンテンコースターやゴーカートでの事故や、シミュレーションシアターの座席が動き、子どもがけがをしたことから、平成14年4月1日から、平成14年4月1日から休止している。平成20年度からマインプラザ施設を慶應義塾大学のコ・モビリティ社会研究センターへ提供していることから条例を改正するものである。

Q 団体扱いは20人以上となっているが、

A 上となっているが、他市では15人でも団体扱いしているところもあり、見直すべきではないか。

A 小中学生は20人以上としているが、義務教育課程における教育の一環であれば、人数にかかわらず団体割引料金としている。一般の方々は今後、他施設を調査し、検討していく。

所管事務調査

オートキャンプ場 いこいの村栗駒 活用策を調査

岩手・宮城内陸地震の復旧復興が進み、国道398号、県道築館栗駒公園線が全面開通されたことや、宮城ステイネーションキャンプ場での栗駒山の宣伝効果などにより今後一層の集客が見込まれることや、復旧計画がまだ示されない施設があることから、11月19日に産業経済部長ほか、関係職員の出席を求め、温泉宿泊施設の入り込み状況

調査結果
栗駒高原オートキャンプ場ならびにいこいの村栗駒の今後の活用については、現在検討中とのことであるが、早急に方向性を示されたい。



分湯が検討される温湯山荘源泉

市の文化財 広く公開を

文教民生常任委員会



縄文の歴史を伝える山王ろまん館

12月定例議会で文教民生常任委員会に付託されました主な内容は、山崎武司球場へ観客席を設置する工事費などを計上した補正予算や社会教育施設ならびに文化財施設の指定管理者の指定、一迫埋蔵文化財センター（山王ろまん館）条例の一部を改正する条例などです。審査の結果、すべての議案を可決すべきと決定しました。

なお、一迫埋蔵文化財センター（山王ろまん館）の観覧料の免除について意見を付しました。

山王ろまん館の 観覧料免除

Q 公共施設の使用料の平準化に伴い、一迫埋蔵文化財センター「山王ろまん館」の観覧料の免除は、教育委員会の規則で定めることになる。免除規則はどうなっているのか。

A 観覧料の免除は、市が主催する歴史資料に関する事業ならびに参加者、身体障害者およびその介護者となっている。使用料の免除は、市が社会教育団体と認めた団体を利用する場合となっている。

Q 文化遺産を広く市民に公開する考えはないか。

A 学校教育の一環として活用してほしい。

山崎武司球場 一部ベンチ化

Q 栗駒野球場（山崎武司球場）の観覧席をベンチ化するため、250万円が予算化されている。工事の内容と収容人員はどうなるのか。

A 現在、1塁側と3塁側の観客席は芝生になっている。それぞれ30人用のベンチを設置したい。

一迫埋蔵文化財センター（山王ろまん館）条例の改正は、公共施設の使用料の平準化に伴う改正です。しかし、料金の改正以外に、観覧料や使用料などの免除を教育委員会の規則で定めることとなります。そこで、委員会は、次のような意見を付しました。

審査意見

公共施設の使用料の平準化とは別に、観覧料の免除は、教育課程に基づく学習活動に対する小中高生などが対象となっている。しかし、教育課程に基づく学習活動以外の免除も検討してほしい。

所管事務調査

5ブロック化

支援体制 サービス向上策を調査

市は平成23年4月から市内の地域を5つのブロックに区分し、それぞれのブロックに保健推進室ならびに教育センターを設置する体制へ組織再編する計画です。

委員会では、保健事業や社会教育事業がどのように行われ、直面している課題にどのようなものがあるのか、また、市民サービスの向上をどのように図っていくのか、これらを目的に調査しました。

保健事業では、少子高齢化や核家族化が進む中、これまで以上に特殊な相談事案などが増えていくと見込まれ、どのような事案にも適切に対応していくために保健師や栄養士を集約する必要があるということです。

社会教育事業では、教育センターは社会教育に専念した業務を行う組織に再編し、社会教育活動や団体の支援などを充実させていくとのことです。

調査結果

保健事業ならびに社会教育事業は、行政組織の見直しにより5ブロック体制に移行するが、それぞれの活動の充実強化を図り、きめ細かな支援体制を整え、さらなる市民サービスの向上に努めること。



職員の協力が必要な地域のスポーツ大会